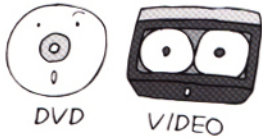
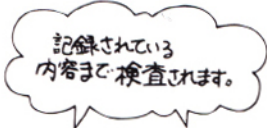


# 注意を要する品物

お荷物によっては、日本への持ち込みが禁止または規制されているもの、課税されるものがありますのでご注意ください。

## □ 輸入が禁止されている品物



輸入が禁止されている品物を故意に輸入しようとしたと税関に判断された場合、厳しく処罰されます。

日本への持ち込みが禁止されている品物は次のようなものがあります。

これに違反すると関税法などで処罰されたり、税関当局から没収、廃棄または積み戻しを命令されることがあります。

- あへん、コカイン、ヘロイン、MDMA、マジックマッシュルームなどの麻薬、大麻、あへん吸煙具、覚せい剤、向精神薬など。  
海外で販売されている風邪薬（鼻づまり、咳止め）、鎮痛剤等の中には日本の「麻薬及び向精神薬取締法」に該当する成分が含まれているものがあります。詳細は下記\*までお問合せください。
- けん銃等の銃砲及びこれらの銃砲弾や、けん銃の部品
- ダイナマイトなどの爆発物、火薬、爆薬など
- 生物テロに使用されるおそれのある病原体等
- 化学兵器の原材料となる物質
- 通貨又は証券の偽造品、変造品、模造品（例えば、偽造金貨など）や、偽造クレジットカードなど
- 公安又は風俗を害すべき書籍、図面、彫刻物その他の物品（わいせつ雑誌、わいせつビデオテープ、わいせつDVDなど）
- 児童ポルノ
- 偽ブランド商品など知的財産権（商標権、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権）を侵害する物品及び不正競争防止法に違反する物品
- 家畜伝染病予防法などの法律で定める特定の動物（特定外来生物を含む。）とその動物を原料とする製品など  
（詳細については、最寄りの動物検疫所、検疫所にお問い合わせください。また、特定外来生物に関する詳細については、環境省自然環境局野生生物課（Tel. 03-3581-3351（代））へお問い合わせください。）
- 植物防疫法で定める植物とその包装物など

\* 関東信越厚生局（函館、東京及び横浜税関を担当）

電話:048-740-0800 FAX:048-601-1336

近畿厚生局（名古屋、大阪、神戸、門司及び長崎税関を担当）

電話:06-6942-4096 FAX:06-6942-2472

九州厚生局沖縄麻薬取締支所（沖縄地区税関を担当）

電話:098-854-2584 FAX:098-834-8978

### （重要）輸入者確認票

1. 本お荷物に関するお荷物の中身を全て把握されていますか?  はい  いいえ
2. この貨物は、全てお客様ご自身のお荷物ですか?  はい  いいえ
3. このお荷物の中に日本へ輸入が禁止されている以下の物が入っていませんか?
  - ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMA など
  - ② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品など
  - ③ ダイナマイトなどの爆発物や火薬、化学兵器などの原材料
  - ④ 紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品
  - ⑤ 偽ブランド品、偽造品などの知的財産権侵害物品
  - ⑥ わいせつ画像、児童ポルノなど  
複製の印刷物やデジタルデータ、DVD だけでなく、インターネットからダウンロードした画像や動画が記録された DVD 等のメディア、パソコンのハードディスクも対象となります。

(注) 日本の税関は関税法により厳格に取り締りを行っており、所有権放棄では済まない場合があります。税関からは「③⑥について」も税関は日本への持ち込みを考慮しないというとの厳重注意を受けております。

わいせつ DVD など   
  偽造品   
  銃砲など   
  偽ブランド品   
  偽造紙幣

- 上記品物は、日本国内への持ち込みはできません。税関検査の際に輸入禁止品が発見された場合、荷物の通関手続に遅れが生じるほかでなく、罰金等により処罰されますので十分にご注意下さい。また、輸入禁止品の発見に伴い当社で発生する作業料金を別途申し受けます。
- 上記①～⑥の日本への持込禁止品はこのお荷物の中に、  ある  ない
4. このお荷物の中に次の日本への持込制限品が入っていませんか?
    - A. 銃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類  
(銃銃、改造空気銃、刃渡り 5.5cm 以上の剣は、銃刀法により原則所持禁止)
    - B. ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品  
(ワニ、ヘビ、シカゴメ、象牙、シカゴメ、サボテンなど)
    - C. 事前に検疫承認が必要となる動物、肉製品 (ソーセージ、ジャーキー類を含む)、野菜、果物、米など
    - D. 薬事法により規制を受ける薬の、医薬品、医薬部外品、化粧品、等
- お荷物の中に、上記 A～D の日本への持込制限品が、  ある  ない

以上、相違ありません。

年 月 日 (お客様氏名): \_\_\_\_\_

ご記入をお願いいたします。  
この書類は税関の指導に基づき確認させていただきます。

日本通運株式会社

荷物の税関検査の際に輸入禁止品が発見されて、これにより予定外の作業が発生した場合、諸作業にかかった費用は、お客様負担となりますのでご了承ください。これら輸入禁止品が誤ってお荷物に混入していないか改めてご自身でご確認いただくために、左記の輸入者確認票のご記入をお願いしております。